

支援学級及び通級による指導の適切な運用について

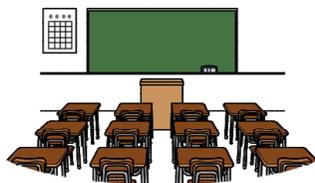
令和4年10月4日

令和4年度第7回箕面市支援教育充実検討委員会

支援学級及び通級による指導の適切な運用について

■ 小中学校内における通常学級、通級指導教室、支援学級の違い（文部科学省：特別支援教育の現状）

通常学級



35人～40人学級で
一斉指導による授業

小学校、中学校、高等学校等にも障害のある児童生徒が在籍しており、**個々の障害に配慮しつつ通常の教育課程に基づく指導を行う。**

なお、小学校、中学校における、学習障害、注意欠陥多動性障害、高度自閉症等の発達障害の可能性のある児童生徒は6.5%程度の在籍率となっている。

支援学級



1人～8人学級で、個別の指導計画に基づく、特別の教育課程による個別又は、少人数の授業

小学校、中学校等において以下に示す障害のある児童生徒に対し、**障害による学習上又は生活上の困難を克服するために設置される。**

《対象障害種》

知的障害者、肢体不自由者、病弱者及び身体虚弱者、弱視者、難聴者、言語障害者、
自閉症者・情緒障害者 ※障害種ごとに設置

通級指導 教室

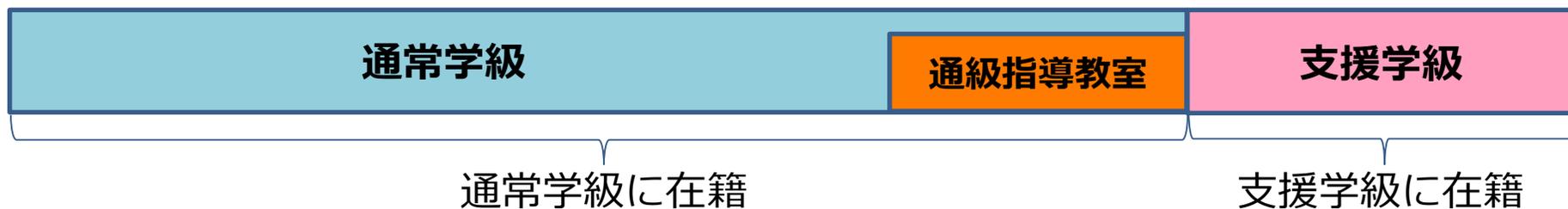
小学校、中学校、高等学校等において、**通常学級に在籍し、通常学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする児童生徒に対して、障害に応じた特別の指導を別室で行う指導形態。週当たりに換算すると、1単位時間から8単位時間程度まで。**

※通常学級在籍の児童生徒のみ利用可能

支援学級及び通級による指導の適切な運用について

■ 小中学校内における在籍の場

在籍の場は大きく分けて、「通常学級」と「支援学級」の2つがあり、通常学級在籍の児童生徒のみ「通級指導教室」を**利用する**ことが可能である。



■ 支援学級在籍の児童生徒の学びの場

大阪府は、基本「通常学級」で学び、国語や算数などの一部の時間のみ「支援学級」で学ぶケースが多い。
大阪府以外では、基本「支援学級」で学び、体育や音楽などの一部の時間のみ「通常学級」で学ぶケースが多い。



支援学級及び通級による指導の適切な運用について

■大阪府の「ともに学び、ともに育つ」教育について

○大阪府の「ともに学び、ともに育つ」教育

(大阪府：「ともに学び、ともに育つ」支援教育のさらなる充実に向けて)

障がいのある子どもと周りの子どもたちが、集団の中で一人ひとりを尊重し、ちがいを認め合いながら、自尊感情を高め、互いを大切にすることを育む取組みであるとともに、地域社会の一員として人や社会とつながり、支え合いながら、生き生きと活躍できる共生社会の実現をめざすものであり、その形成の基礎となるもの。

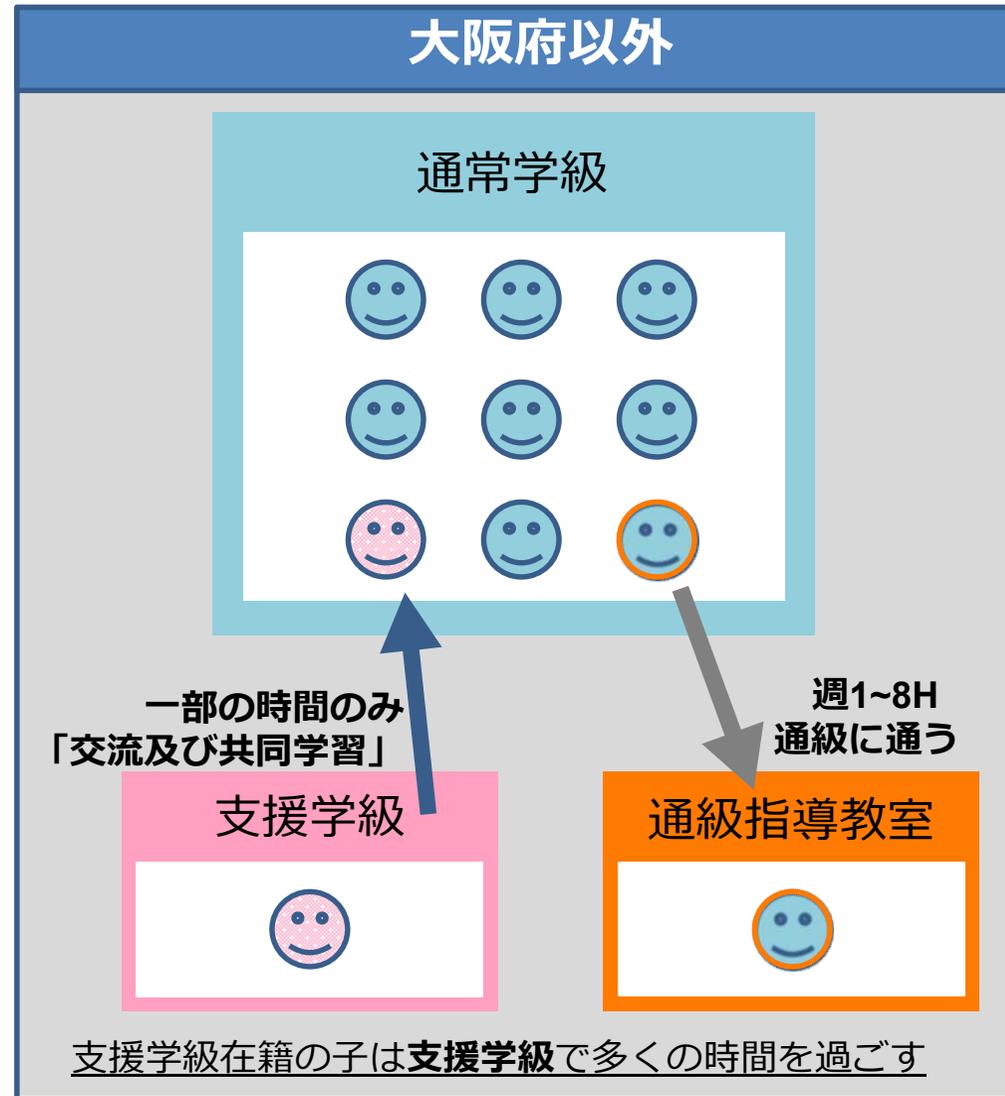
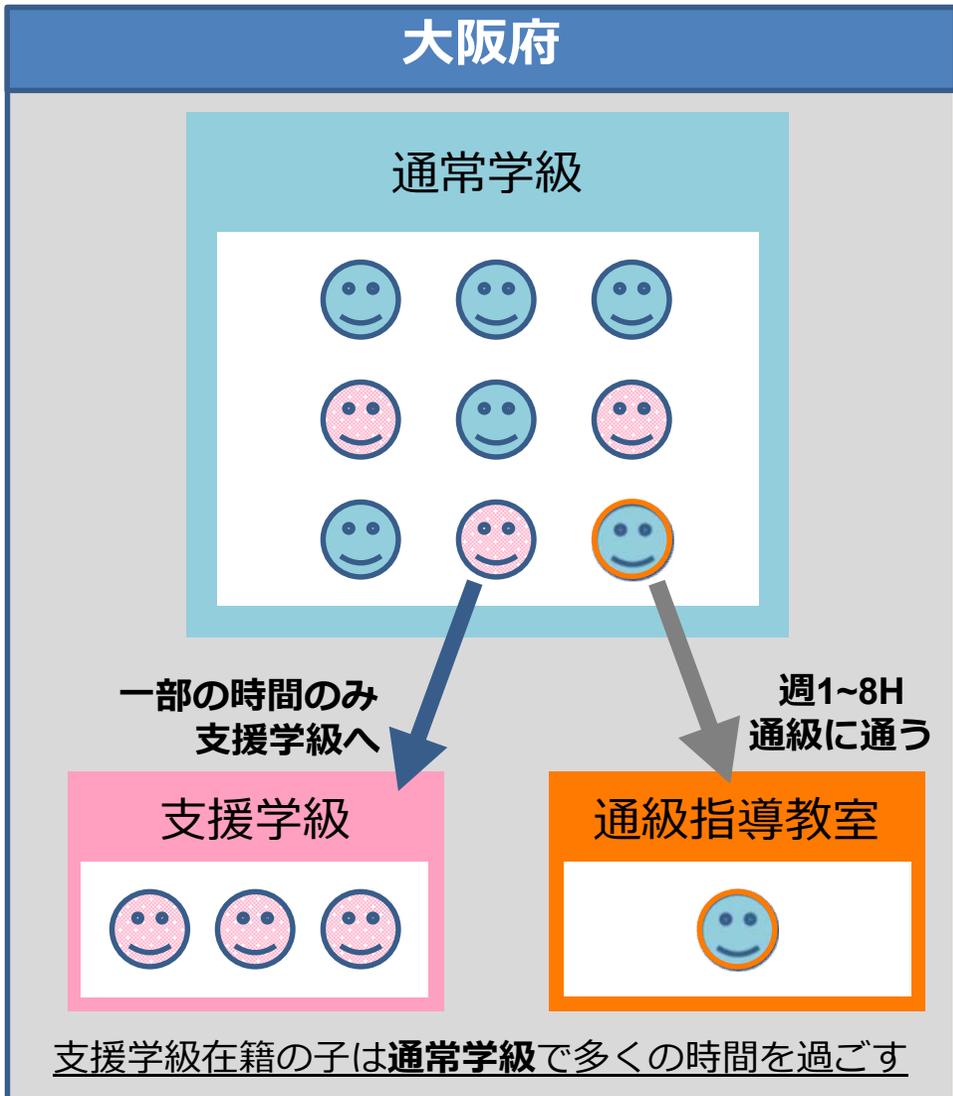
○「特別支援教育」「特別支援学級」について

- ・ 障害の有無に関わらず、すべての児童生徒が豊かに生きるために、支援教育の推進が必要
- ・ 通常学級、支援学級ともに支援は必要

⇒大阪府では「特別」という表現ではなく、「支援教育」「支援学級」と呼ぶようにしている

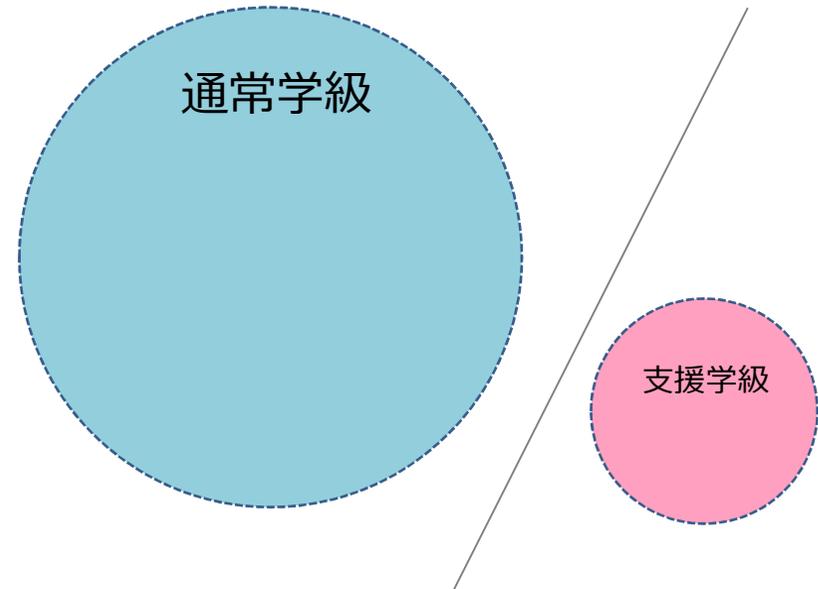
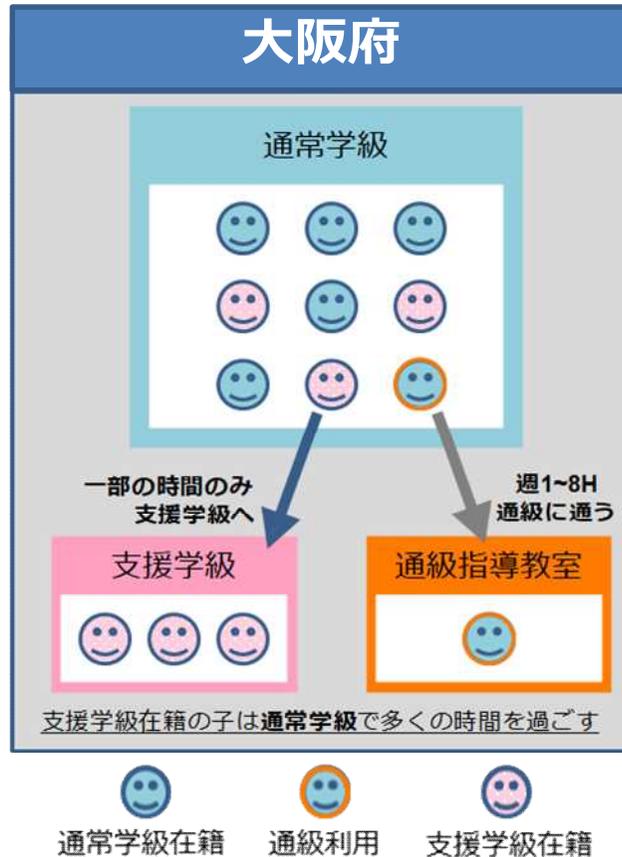
支援学級及び通級による指導の適切な運用について

■ 通常学級／支援学級／通級指導教室のイメージ



支援学級及び通級による指導の適切な運用について

■ 通常学級／支援学級／通級指導教室のイメージ

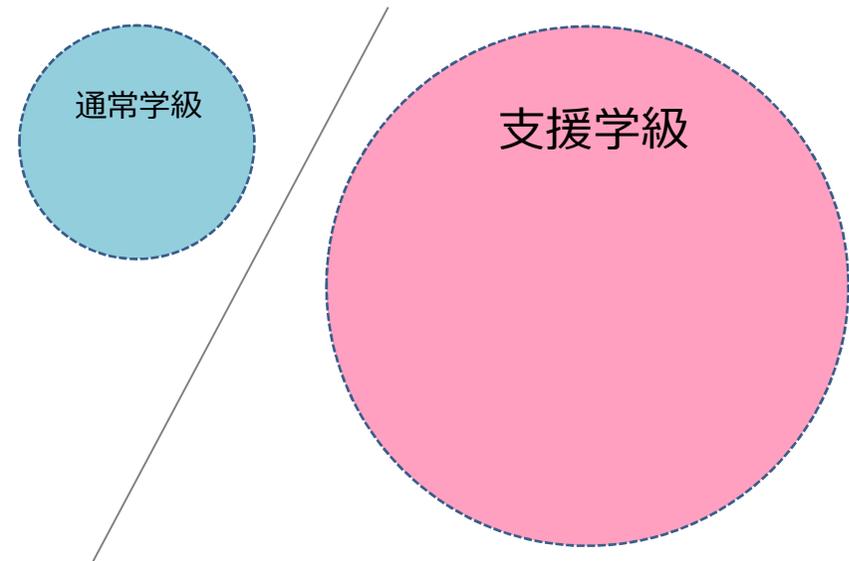
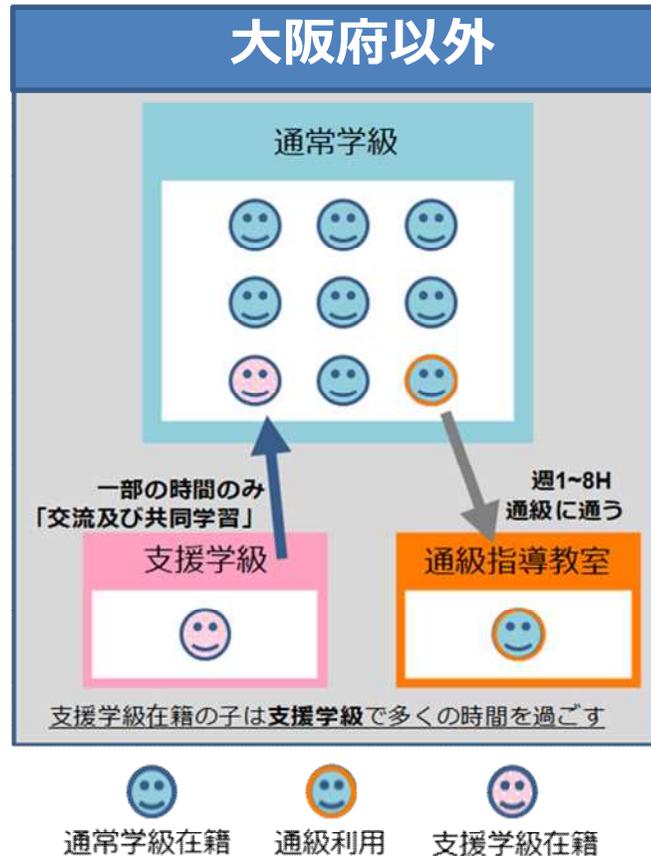


基本的に、支援学級在籍の児童生徒も、通常学級の教室で、ともに学ぶ形式。
一部の時間、必要に応じて、支援学級の教室で、特別の教育課程に基づく学習や
自立活動を行うことが多い。

※通常学級内で自立活動を行うケースもある

支援学級及び通級による指導の適切な運用について

■ 通常学級／支援学級／通級指導教室のイメージ



大阪府以外の市町村では、支援学級在籍の児童生徒は、通常学級の教室とは別の支援学級の教室で多くの時間を過ごす。
一部の時間のみ「交流及び共同学習」として通常学級の教室で学ぶ形式が多い。

支援学級及び通級による指導の適切な運用について

■ 文部科学省：特別支援学級及び通級による指導の適切な運用について（通知）R4.4.27

インクルーシブ教育システムの理念の構築においては、障害のある子供と障害のない子供が可能な限り同じ場でともに学ぶことを追求するとともに、一人一人の教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できるよう、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要であり、「交流」の側面のみ重点を置いて交流及び共同学習を実施することは適切ではありません。

～中略～

- ・ 特別支援学級において特別の教育課程を編成しているにもかかわらず、自立活動の時間が設けられていない
- ・ 個々の児童生徒の状況を踏まえずに、特別支援学級では 自立活動に加えて算数（数学）や国語の指導のみを行い、それ以外は通常の学級で学ぶといった、機械的かつ画一的な教育課程の編成が行われている
- ・ 「自校通級」、「他校通級」、「巡回指導」といった実施形態がある中で、通級による指導が十分に活用できていない

～中略～

特別支援学級に在籍している児童生徒が、大半の時間を交流及び共同学習として通常の学級で学んでいる場合には、学びの場の変更を検討すべきであること。言い換えれば、特別支援学級に在籍している児童生徒については、原則として週の授業時数の半分以上を目安として特別支援学級において児童生徒の一人一人の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等に応じた授業を行うこと。

ただし、例えば、次年度に特別支援学級から通常の学級への学びの場の変更を検討している児童生徒について、段階的に交流及び共同学習の時数を増やしている等、当該児童生徒にとっての教育上の必要性がある場合においては、この限りではないこと。

支援学級及び通級による指導の適切な運用について

■箕面市の小・中学校の通級指導教室に通う児童生徒数

自校通級設置校

令和4年5月1日現在

学校名	児童生徒 在籍数	一人の教員が担当す る児童生徒数	一人の教員が担当する児童生徒数		
			自校通級	巡回指導	巡回指導先
箕面小	556人	13人	13人	0人	
止々呂美小	776人	25人	25人	0人	
南小	561人	14人	14人	0人	
西小	870人	19人	15人	4人	西南小
東小	426人	20人	16人	4人	西南小
萱野東小	751人	14人	14人	0人	
豊川北小	513人	25人	22人	3人	萱野小
中小	652人	20人	17人	3人	北小
豊川南小	816人	18人	18人	0人	
萱野北小	205人	23人	20人	3人	萱野小
彩都の丘小	1,155人	21人	18人	3人	萱野小
小学校計	7,281人	212人	192人	20人	
一中	616人	13人	5人	8人	三中 四中
二中	385人	14人	8人	6人	止々呂美中
六中	449人	13人	10人	3人	五中 彩都の丘中
中学校計	1,450人	40人	23人	17人	
小中合計	8,731人	252人	215人	37人	

現状

通級指導教室が全校に設置されておらず、学びの場の選択が限られている

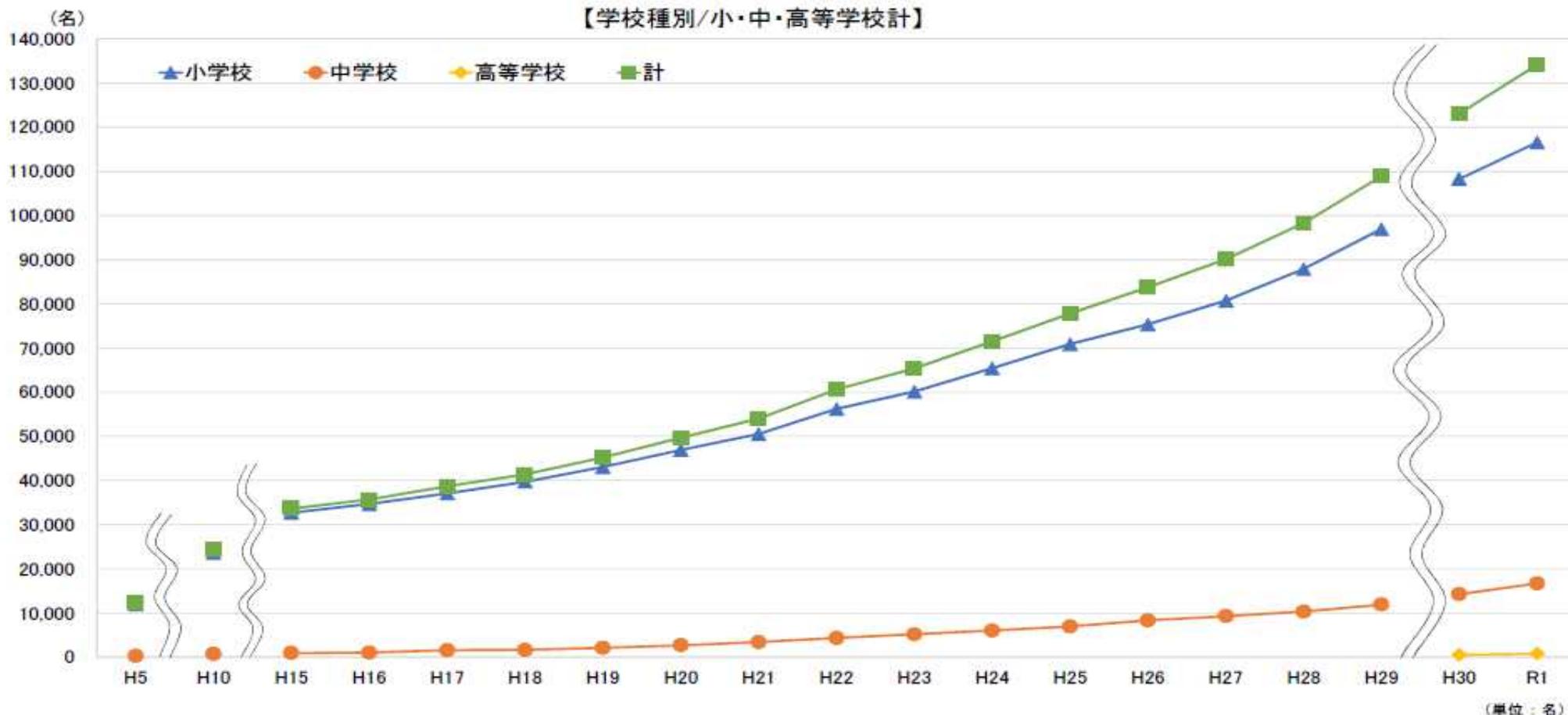
課題

通級担当教員1人あたりの担当する児童生徒数が多いため、児童生徒の個別のニーズに応じた十分な指導が行えない状況にある

解決策

- ・ 通級を全校に設置し、学びの場の選択肢を増やす
- ・ 利用者が多い学校については、複数名の教員配置を検討

《参考》全国において通級による指導を受けている児童生徒数の推移 《H5～R元》（文部科学省）



※各年度5月1日現在。

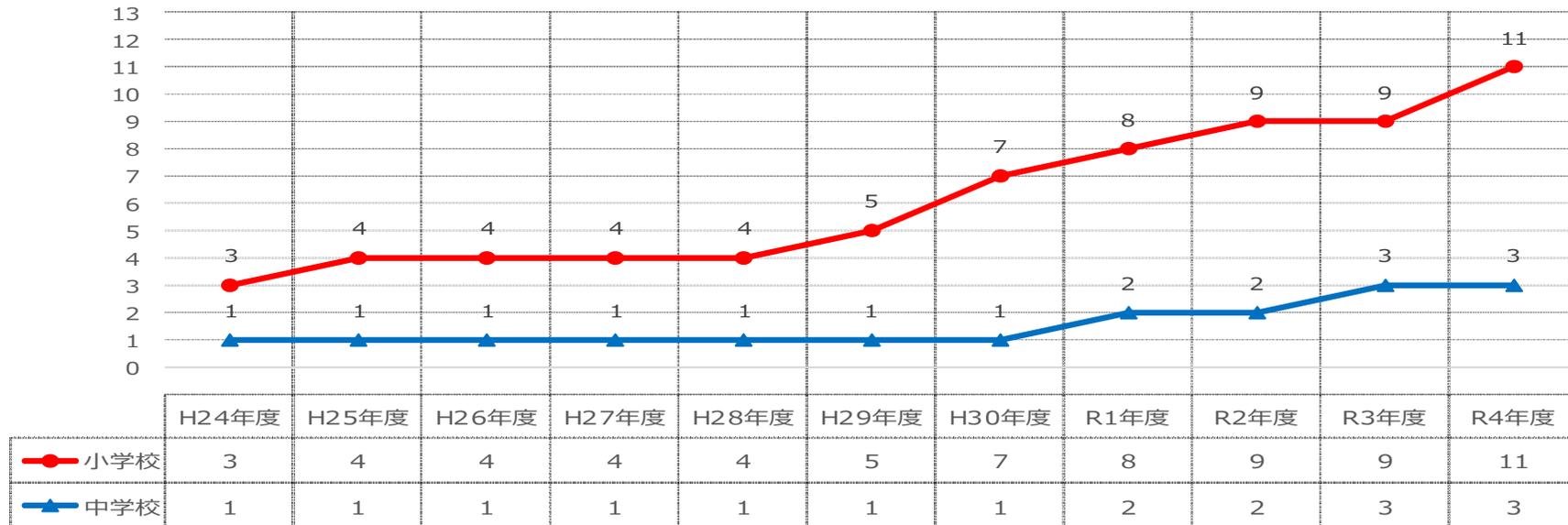
※平成30年度から、国立・私立学校を含めて調査。

※高等学校における通級による指導は平成30年度開始であることから、高等学校については平成30年度から計上。

※小学校には義務教育学校前期課程、中学校には義務教育学校後期課程及び中等教育学校前期課程、高等学校には中等教育学校後期課程を含める。

《参考》箕面市の通級設置数（全学級・発達障害のみ） 《H24～R4》

単位：（学級）



《H24年度とR4年度を比較》

小学校 通級設置数 8学級 増加 (H24年度に対して 366%)
 中学校 通級設置数 2学級 増加 (H24年度に対して 300%)

《箕面市の学校数》

小学校 11校設置 / 14校中 (設置率：78%)
 中学校 3校設置 / 8校中 (設置率：37%)

《R4年度の設置校》

小学校（11校）：箕面小、止々呂美小、南小、西小、東小、萱野東小、豊川北小、中小、豊川南小、萱野北小、彩都小
 中学校（3校）：一中、二中、六中

《未設置校》

小学校（3校）：萱野小、北小、西南小
 中学校（5校）：止々呂美中、三中、四中、五中、彩都中

■ 通級指導教室の設置基準

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律に基づき、通級は、各校で児童生徒13人に1人の教員が配置される

※令和8年度に通級担当教員が基礎定数化されるため、現在は教員配置は約束されていない